第10章 地盤沈下

地盤沈下は、地下水などの過剰な汲み上げが大きな要因であることから、地下水の揚水施設の設置については、法令等によりさまざまな規制がされている。

本市においては、千葉県環境保全条例により地下水の採取規制が行われており、昭和49年7月に全域が県条例に定める指定地域となったことから、揚水施設(揚水機の吐出口断面積が6cm²を超えるもの)により地下水を汲み上げ、後述する「特定用途」に利用しようとするときは、設置許可申請が必要となった。

許可の基準は、井戸ストレーナーの位置が350 m以深であり、吐出口断面積が21cm以上の場合は 知事の許可を、21cm未満であれば市長の許可を要 することとなった。

なお、許可の基準に適合しない場合においても、 農業、水道事業等、一定の用途においては例外的 に許可が認められることがある。

市では、こうした揚水施設設置の手続き以外に も、定期的に揚水量を調査し、地下水の汲み上げ 状況を監視しながら、必要最小限の取水に努める よう指導するとともに、代替水源への転換につい ても指導している。

また、君津市環境保全条例では、県条例に定める特定用途以外の目的で揚水施設を設置しようとするときは、特定施設として届出を義務付けている。

- ※ 千葉県環境保全条例に定める「特定用途」とは、 次に掲げる用途をいう。
 - ① 工業の用途(製造業、電気ガス供給業、物品の加工修理業等)
 - ② 鉱業の用途(鉱物の採取、採石に従事する事業等)
 - ③ 建築物用地下水としての用途(冷暖房設備、 車庫内の洗車設備、水洗便所等に使用する 場合)
 - ④ 農業の用途(水田耕作、畑地かんがい等に よる作物の生産、育成)
 - ⑤ 水道事業、簡易水道事業、専用水道事業、 小規模水道事業の用途
 - ⑥ 工業用水道事業の用途
 - ⑦ 10へクタール以上のゴルフ場における散水 の用途(芝、苗木の管理育成に用いるもので、 ゴルフ練習場を含む)
 - ® 災害等が発生した場合における、非常時の 用途

千葉県環境保全条例に基づく揚水施設 (許可工場・事業場数:151)

吐出口断面	許可施	吐出口断	許可施設
積	設数	面 積	数
21㎝以上	105	21㎡未満	126
合	計		231

君津市環境保全条例に基づく揚水施設

(届出工場・事業場:11事業場)

施	i 設	の種類	届 出 施設数
1	井	戸	47

(図 10-1) 千葉県環境保全条例に基づく許可件数の推移

